

令和8年度

農企業者経営力強化事業
募集要領（追加募集）

募集期間

令和8年8月5日（水）～9月7日（月）

※ 募集期間最終日の17時必着

※ 本追加事業は、令和8年度予算の範囲内で行うものであり、申請額どおりの交付ができないことがあります。

京都府農林水産部 経営支援・担い手育成課

〒602-8570

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

TEL 075-414-4918

E-Mail ninaite@pref.kyoto.lg.jp

目次

I	農企業者経営力強化事業の概要	1
II	応募申請の概要	7
III	関係法令	18
	様式集	19

I 農企業者経営力強化事業の概要

【 目的 】

地域資源を活用した製品の開発など新たな農業ビジネスに取り組み、雇用拡大や所得向上を目指す農業経営体に、補助・融資一体型の支援を行い、地域経済の活性化を図ることを目的としています。

企業の農業参入を促進するため、農畜産物の生産を行う法人にも事業を活用いただけます。

詳しくは、農企業者経営力強化事業実施要領をご確認ください。

【 事業実施主体 】

事業実施主体（以下「実施主体」という。）は次のとおりとする。

1 新規就農タイプ

実施主体は、次の（１）から（６）の要件を全て満たす農業経営体とする。

- （１）京都府内に主たる経営基盤を持つ農業経営体
- （２）新規就農後 10 年以内であること。
- （３）過去 3 箇年の売上高の平均（農業部門）が 1,000 万円未満であること。
- （４）事業実施市町村で認定を受けている認定就農者（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「基盤強化法」という。）第 14 条の 4 に規定する青年等就農計画の認定を受けている者をいう。）、事業実施市町村で認定を受けている認定農業者（基盤強化法第 12 条に規定する農業経営改善計画の認定を受けている者をいう。）又は事業完了後 3 箇年以内に認定農業者になることが確実と見込まれる者
- （５）事業実施地域の地域計画（基盤強化法第 19 条第 1 項に規定する地域計画をいう。以下同じ。）において定められた地域内の農業を担う者一覧に掲げられている者又は事業採択年度内に掲げられると見込まれる者
- （６）過去に本事業を活用していない者

2 新規就農タイプ以外

実施主体は、次の（１）又は（２）かつ（３）から（８）の要件を全て満たす農業経営体とする。

- （１）農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項で規定する府内に所在地を置く農地所有適格法人又は農畜産物の生産を行う法人であること。
- （２）事業完了後 3 箇年以内に、府内に所在地を置く、農地所有適格法人又は農畜産物の生産を行う法人になることが確実と見込まれる者若しくは組織であること。

- (3) 事業実施市町村で認定を受けている認定農業者若しくは組織であること。
- (4) 事業実施地域の地域計画において定められた地域内の農業を担う者一覧に掲げられている者又は事業採択年度内に掲げられると見込まれる者であること。
- (5) 売上高については、以下のとおりであること。
- ア 2千万円タイプ
過去3箇年の売上高の平均(農業又は畜産部門)が1,000万円以上2,000万円未満であること。
 - イ 5千万円タイプ
過去3箇年の売上高の平均(農業又は畜産部門)が2,000万円以上5,000万円未満であること。
 - ウ 1億円タイプ
過去3箇年の売上高の平均(農業部門)が5,000万円以上1億円未満であること。
 - エ 2・3億円タイプ
過去3箇年の売上高の平均(農業部門)が1億円以上であり、かつ直近2期の売上高がいずれも2.5億円未満であること。
 - オ 広域連携タイプ
過去3箇年の売上高の平均(農業部門)が3億円以上であること。
- (6) 債務超過でなく、財務基盤が良好であり、又は債務超過であっても、事業着手から3箇年以内に改善が見込まれること。
- (7) 過去に本事業を活用していないこと。(ただし、本事業を活用した者が活用したタイプの事業計画目標(農企業者経営力強化事業実施要領別表1から5に掲げる実施要件)を達成している場合、過去に活用したタイプと異なるタイプに限り申請することができる。)
- (8) 次のアからエまでに掲げるいずれかの金融機関による貸付決定を受けていること又は貸付けの決定に係る審査において貸付けが確実に行われると認められていること。
- ア 協同組織金融機関 農林中央金庫、信用協同組合及び協同組合連合会、信用金庫及び信用金庫連合会、労働金庫及び労働金庫連合会、農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに漁業協同組合をいう。
 - イ 普通銀行 銀行法(昭和56年法律第59号)第2条により免許を受けて銀行業を営む株式会社をいう。
 - ウ 日本政策金融公庫
 - エ その他知事が認める金融機関。ただし、貸金業法(平成18年法律第115号)第2条第2項に規定する貸金業者であって、次のいずれかに該当するものを除く。なお、認定の基準は別に定める。
(ア) 主として個人を相手方として貸付けを行う者

(イ) 主として個人事業主又は資本金の額若しくは出資の総額が 3 億円以下の法人を相手方として貸付けを行う者

【 対象事業 】

農業経営体の経営強化を図る取組のうち、次に掲げるものを対象とします。

1 推進事業

商品開発、コンサルタント相談、マーケティング 等

2 施設・機械整備事業

農業生産、食品加工施設・機械整備 等

【 補助率等 】

補 助 率 補助対象経費の 30%以内

補助額上限 150万円（新規就農タイプ）

2,000万円（2千万円タイプ、5千万円タイプ）

3,000万円（1億円タイプ、2・3億円タイプ、広域連携タイプ）

実 施 期 間 1箇年度以内（新規就農タイプ）

2箇年度以内（新規就農タイプ以外）※各年度交付決定

【 申請手続 】

事業実施地域を管轄する広域振興局がある場合は、当該広域振興局の長とします。ただし、複数地域で事業を実施し、2以上の広域振興局の所管区域にわたる場合は、知事に提出するものとします。

【 審査・採択 】

ビジネスプランの実現可能性、商品の市場性、地域経済への波及効果等を総合的に判断の上、補助事業を採択します。

【 申請書類 】

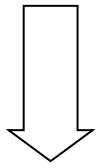
	申請書類 の名称	内容
申請時	ビジネス プラン審査申請書 (別記第1号、 第2号様式)	以下の資料を添付して下さい。 ① 申請書類チェックリスト ② 法人にあっては、法人登記事項証明書、定款、役員名簿及び直近3期分の決算書。個人にあっては直近3期分の確定申告書 ③ 第2号様式の2「損益計算書」 (法人にあっては「法人用」、個人にあっては「個人用」を作成) ④ 第2号様式の3「販売費及び一般管理費の内訳表」 ⑤ 第2号様式の4「商品別の売上高及び営業利益内訳表」 ⑥ 第2号様式の5「販売先別売上高内訳表」 ⑦ 第2号様式の6「資金調達及び償還計画書」 ⑧ 「施設・機械整備事業」に取り組む場合 ・施設にあっては、第2号関係様式「施設規模決定根拠」及び「施設利用計画及び収支計画」 ・機械にあっては、第2号関係様式「農業用機械規模決定根拠」 ⑨ その他（見積書、カタログ、設計図面等）
審査後	事業計画 承認申請書	第3号様式 ※審査後ブラッシュアップしたビジネスプランを添付（第2号様式）
計画承認後	補助金交付申請書	第6号様式 ※承認されたビジネスプラン及び同意書を添付

その他、事業の進捗に応じて必要な書類の提出をお願いすることがあります。

【 事業の流れ 】 新規就農タイプ、2千万円タイプ、5千万円タイプ

ビジネスプランの作成

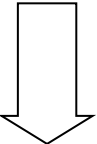
- ・期日までに広域振興局等へビジネスプランを添えて事業計画の審査を申請します。



ヒアリングを実施

(9月)

- ・内容確認のため別途ヒアリングを行います。
- ・ヒアリング終了後、計画書をブラッシュアップし、計画承認を申請します。



事業計画の承認

(10月～11月)

- ・実施要領に基づき、補助金交付申請等必要な手続きを行います。



補助金交付申請

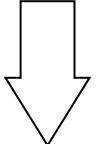
- ・交付決定後に補助対象事業に着手してください。



補助金交付決定

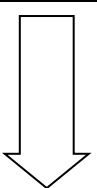
(12月)

- (事業の円滑な実施を図る上で交付決定前に着手する場合にあっては、実施主体は、あらかじめ広域振興局長等の適正な指導・助言を受けた上で、理由を明記した交付決定前着手届を広域振興局長等に提出してください。)



事業実施

- ・事業内容や経費等に変更が必要なときは事前に相談してください。
- ・現地調査や状況調査等の協力をお願いすることがあります。



事業実績報告

- ・事業完了後、速やかに実績報告書を提出してください。毎年度、提出が必要ですので御注意ください。



事業実施後の状況報告

- ・事業成果の把握のため、事業完了後5年間、状況報告をお願いします。
- ・年度毎の売上高が目標売上高の70%を2年連続で下回った場合は、京都農人材育成センター（京都府農業経営・就農支援センター）等の専門家派遣による指導・助言を受け、対策を講じるものとします。
- ・事業による取得財産を処分、貸付等する場合には事前に御相談ください。

※ 日程は、申請数により前後することがあります。

【 事業の流れ 】 1 億円タイプ、2・3 億円タイプ、広域連携タイプ

ビジネスプランの作成

- ・期日までに広域振興局等へビジネスプランを添えて事業計画の審査を申請します。

意見聴取会議

(9月)

- ・委員の前で、ビジネスプランの内容についてプレゼンテーションを行います。
- ・これに先立ち、必要に応じてプレゼンテーションの研修会を実施します。
- ・なお、内容確認のため事務局が別途ヒアリング等を行うことがあります。
- ・審査後、計画書をブラッシュアップし、計画承認を申請します。

事業実施承認

(10月～11月)

補助金交付申請

補助金交付決定

(12月)

- ・実施要領に基づき、補助金交付申請等必要な手続きを行います。
- ・交付決定後に補助対象事業に着手してください。
(事業の円滑な実施を図る上で交付決定前に着手する場合にあっては、実施主体は、あらかじめ広域振興局長等の適正な指導・助言を受けた上で、理由を明記した交付決定前着手届を広域振興局長等に提出してください。)

事業実施

- ・事業内容や経費等に変更が必要なときは事前に相談してください。
- ・現地調査や状況調査等の協力をお願いすることがあります。

事業実績報告

- ・事業完了後、速やかに実績報告書を提出してください。毎年度、提出が必要ですので御注意ください。

事業実施後の状況報告

- ・事業成果の把握のため、事業完了後5年間、状況報告をお願いします。
- ・年度毎の売上高が目標売上高の70%を2年連続で下回った場合は、京都農人材育成センター（京都府農業経営・就農支援センター）等の専門家派遣による指導・助言を受け、対策を講じるものとします。
- ・補助事業により取得した財産を処分、貸付等をする場合には事前に御相談ください。

※ 日程は、申請数により前後することがあります。

Ⅱ 応募申請の概要

1 応募資格

① 新規就農タイプ

実施主体は、次の（１）から（６）の要件を全て満たす農業経営体とする。

- （１）京都府内に主たる経営基盤を持つ農業経営体
- （２）新規就農後 10 年以内であること。
- （３）過去 3 箇年の売上高の平均（農業部門）が 1,000 万円未満であること。
- （４）事業実施市町村で認定を受けている認定就農者（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「基盤強化法」という。）第 14 条の 4 に規定する青年等就農計画の認定を受けている者という。）、事業実施市町村で認定を受けている認定農業者（基盤強化法第 12 条に規定する農業経営改善計画の認定を受けている者をいう。）又は事業完了後 3 箇年以内に認定農業者になることが確実と見込まれる者
- （５）事業実施地域の地域計画（基盤強化法第 19 条第 1 項に規定する地域計画をいう。以下同じ。）において定められた地域内の農業を担う者一覧に掲げられている者又は事業採択年度内に掲げられると見込まれる者
- （６）過去に本事業を活用していない者

② 新規就農タイプ以外

実施主体は、次の（１）又は（２）かつ（３）から（８）の要件を全て満たす農業経営体とする。

- （１）農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項で規定する府内に所在地を置く農地所有適格法人又は農畜産物の生産を行う法人であること。
- （２）事業完了後 3 箇年以内に、府内に所在地を置く、農地所有適格法人又は農畜産物の生産を行う法人になることが確実と見込まれる者若しくは組織であること。
- （３）事業実施市町村で認定を受けている認定農業者若しくは組織であること。
- （４）事業実施地域の地域計画において定められた地域内の農業を担う者一覧に掲げられている者又は事業採択年度内に掲げられると見込まれる者であること。
- （５）売上高については、以下のとおりであること。

ア 2 千万円タイプ

過去 3 箇年の売上高の平均（農業又は畜産部門）が 1,000 万円以上 2,000 万円未満であること。

イ 5 千万円タイプ

過去 3 箇年の売上高の平均（農業又は畜産部門）が 2,000 万円以上 5,000 万円未満であること。

ウ 1 億円タイプ

過去3箇年の売上高の平均(農業部門)が 5,000 万円以上1 億円未満であること。

エ 2・3億円タイプ

過去3箇年の売上高の平均(農業部門)が1 億円以上であり、かつ直近2期の売上高がいずれも2.5 億円未満であること。

オ 広域連携タイプ

過去3箇年の売上高の平均(農業部門)が3 億円以上であること。

- (6) 債務超過でなく、財務基盤が良好であり、又は債務超過であっても、事業着手から3箇年以内に改善が見込まれること。
- (7) 過去に本事業を活用していないこと。(ただし、本事業を活用した者が活用したタイプの事業計画目標(農企業者経営力強化事業実施要領別表1から5に掲げる実施要件)を達成している場合、過去に活用したタイプと異なるタイプに限り申請することができる。)
- (8) 次のアからエまでに掲げるいずれかの金融機関による貸付決定を受けていること又は貸付けの決定に係る審査において貸付けが確実に行われると認められていること。

ア 協同組織金融機関 農林中央金庫、信用協同組合及び協同組合連合会、信用金庫及び信用金庫連合会、労働金庫及び労働金庫連合会、農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに漁業協同組合をいう。

イ 普通銀行 銀行法(昭和56年法律第59号)第2条により免許を受けて銀行業を営む株式会社をいう。

ウ 日本政策金融公庫

エ その他知事が認める金融機関。ただし、貸金業法(平成18年法律第115号)第2条第2項に規定する貸金業者であって、次のいずれかに該当するものを除く。なお、認定の基準は別に定める。

(ア) 主として個人を相手方として貸付けを行う者

(イ) 主として個人事業主又は資本金の額若しくは出資の総額が3 億円以下の法人を相手方として貸付けを行う者

また、ビジネスプランは各タイプにより次の要件を満たす必要があります。

「新規就農タイプ」

- (1) 事業完了後3箇年以内に、年間の売上高 1,000 万円を超える事業計画となっていること。
- (2) 事業完了後3箇年以内に、農地貸借、取得又は農作業の受託等を行うことで計画策定時より20%以上の経営規模の拡大又は20%以上の売上高の増加を目標とすること。
- (3) 事業実施に当たり、必要な許認可を得ていること又は確実に得る見

込みがあること。

「2千万円タイプ」

- (1) 事業完了後3箇年以内に、年間の売上高 2,000 万円を超える事業計画となっていること。
- (2) 事業完了後3箇年以内に、農地貸借、取得又は農作業の受託等を行うことで計画策定時より 20%以上の経営規模の拡大又は 20%以上の売上高の増加を目標とすること。
- (3) 事業完了後3箇年以内に、1名以上の常時雇用者の確保を目標とすること。ただし、事業完了前に、常時雇用者を1名以上雇用している場合は、事業完了後3箇年以内に、新規就農研修生の受け入れ又は新規の常時雇用者1名以上の確保を目標とすること。
- (4) 事業費総額の 30%以上を金融機関からの融資により資金調達すること。
- (5) 事業実施に当たり、必要な許認可を得ていること又は確実に得る見込みがあること。

「5千万円タイプ」

- (1) 事業完了後3箇年以内に、年間の売上高 5,000 万円を超える事業計画となっていること。
- (2) 事業完了後3箇年以内に、農地貸借、取得又は農作業の受託等を行うことで計画策定時より 20%以上の経営規模の拡大又は 20%以上の売上高の増加を目標とすること。
- (3) 事業完了後3箇年以内に、3名以上の常時雇用者の確保を目標とすること。ただし、2名以上は新規の常時雇用者であること。
- (4) 事業費総額の 40%以上を金融機関からの融資により資金調達すること。
- (5) 事業実施に当たり、必要な許認可を得ていること又は確実に得る見込みがあること。

「1億円タイプ」

- (1) 事業完了後3箇年以内に、年間の売上高 1 億円を超える事業計画となっていること。
- (2) 事業完了後3箇年以内に、農地貸借、取得又は農作業の受託等を行うことで計画策定時より 20%以上の経営規模の拡大又は 20%以上の売上高の増加を目標とすること。
- (3) 事業完了後3箇年以内に、5名以上の常時雇用者の確保を目標とすること。ただし、2名以上は新規の常時雇用者であること。

- (4) 事業費総額の 50%以上を金融機関からの融資により資金調達すること。
- (5) 事業実施に当たり、必要な許認可を得ていること又は確実に得る見込みがあること。

「2・3億円タイプ」

- (1) 事業完了後3箇年以内に、年間の売上高が2億円から3億円を超える事業計画となっていること。
- (2) 事業完了後3箇年以内に、5千万円以上の売上高の増加を目標とすること。
- (3) 事業完了後3箇年以内に、8名以上の常時雇用者の確保を目標とすること。ただし、3名以上は新規の常時雇用者であること。なお、常時雇用者には財務マネージャー等の専門家を含むこと。
- (4) 事業費総額の 60%以上を金融機関からの融資により資金調達すること。
- (5) 事業実施に当たり、必要な許認可を得ていること又は確実に得る見込みがあること。

「広域連携タイプ」

- (1) 事業完了年度の3月末日（実施期間が2箇年度の場合は、最終年度の3月末日）までに、本社が所在する市町村外の対象地域（※4）において農地の貸借又は取得により、1 ha 以上の経営規模の拡大が見込まれること。
- (2) 経営規模拡大の対象となる農地について、農地中間管理機構に 10 年以上の契約期間で貸し付けられていること、又は取得していること。
- (3) 事業完了後3箇年以内に、8名以上の常時雇用者の確保を目標とすること。
- (4) 事業費総額の 60%以上を金融機関からの融資により資金調達すること。
- (5) 事業実施に当たり、必要な許認可を得ていること又は確実に得る見込みがあること。

※1 経営規模とは農業の場合は経営面積、畜産業の場合は頭羽数で判断します。

※2 常時雇用者は「年間 150 日以上雇用されている者」とし、労災保険、雇用保険など社会保険に加入させている者としします。

※3 新規就農研修生は「年間概ね 1,200 時間以上研修している者」とします。

※4 対象地域は、次の(1)から(5)までのいずれかに該当する地域をいう。

- (1) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域
- (2) 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村
- (3) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項(同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する過疎地域(同法第3条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第41条第1項若しくは第2項(同条第3項の規定により準用する場合を含む。)、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村(同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。)を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村(同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。)を含む。)
- (4) 半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域
- (5) 棚田地域振興法(令和元年法律第42号)第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域

2 補助対象事業及び対象経費

(1) 補助の対象となるもの

地域資源を活用した製品の開発などの新たな農業ビジネスに取り組み、地域の雇用拡大と所得の向上を目指すことを目的に実施するもののうち次に掲げるもの

区 分	推進事業	施設・機械整備事業
内 容	事業プラン作成（そのためのコンサルタント相談を含む。）や販路開拓のためのマーケティング、商品開発など	規模拡大や経営の多角化のために必要な施設や農業機械などの購入、製造、改良、据付、借用（用地取得費は除く。）
補助対象経費 （消費税及び地方消費税は除く。）	1 外注加工費、技術コンサルタント料、デザイン料、試作費、実験費、設計費、試験検査費、システム開発費 2 外部委託費（推進事業費全体の50%以内に限る。） 3 広告宣伝費、ホームページ作成費 4 専門家に対する講師謝金及び旅費 5 調査研究費（データ購入・調査分析にかかる経費等）、知的財産権取得に要する弁理士等手続に係る経費 6 商談会等の開催に係る会場借上料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費 7 その他事業実施に必要不可欠な経費で上記に準じるもの	1 次の施設等の整備に要する経費 （1）農産物生産用施設 （2）農産物加工施設 （3）原料冷蔵施設 （4）食品残渣堆肥化施設 （5）機械装置及び工具器具 2 農地の簡易整備に要する経費 3 その他事業実施に必要不可欠な施設・機械等の整備に要する経費で、上記に準じるもの ※耐用年数5年以上のものに限る。

(2) 次に掲げる場合については、補助対象としない。

- ア 同一事業について、国や府等の補助金、助成金等の交付を受けている場合又は受けることが決まっている場合
- イ 事業計画承認年度の3月末日までに完了しない場合（補助期間が2箇年度の場合は、事業計画承認年度の翌年度の3月末日までに完了しない場合。ただし、年度ごとに事業実績報告を提出すること。）
- ウ 申請日以前に着手又は完了している場合

(3) 次に掲げる経費については、補助対象外とする。

- ア 直接人件費、借入に伴う支払利息、公租公課（不動産取得税等）、不動産（農地を含む。）購入費、官公署に支払う手数料等、飲食・接待費、税務申告のために税理士等に支払う経費、その他公的資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費
- イ 農業以外の目的に使用可能な機械・施設類（パソコン、軽トラ、バックホー等）に係る経費
- ウ 土地造成工事（水道メーターから施設までの給水管引込工事を除く。）に係る経費
- エ さく井工事（ポンプの設置を除く。）に係る経費
- オ 農器具庫（倉庫内に冷蔵庫等を設置し、出荷調整に係る貯蔵庫を除く。）に係る経費
- カ 単価が10万円未満の消耗品

3 融資

(1) 貸付決定について

- ・事業の実施に当たっては、事業費総額の一定割合以上を融資によって資金調達することを要件としています（新規就農タイプ除く）ので、ビジネスプランの承認申請及び補助金交付申請に先立ち、金融機関による貸付決定を受けていること又は貸付けの決定に係る審査において貸付けが確実に行われると認められていることについて、関係機関の職員が確認することとしています。

(2) 金融機関について

- ア 協同組織金融機関 農林中央金庫、信用協同組合及び協同組合連合会、信用金庫及び信用金庫連合会、労働金庫及び労働金庫連合会、農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに漁業協同組合をいう。
- イ 普通銀行 銀行法（昭和56年法律第59号）第2条により免許を受けて銀行業を営む株式会社をいう。

ウ 日本政策金融公庫

エ その他知事が認める金融機関。ただし、貸金業法（平成 18 年法律第 115 号第 2 条第 2 項に規定する貸金業者であって、次のいずれかに該当するものを除く。なお、認定の基準は別に定める。

（ア）主として個人を相手方として貸付けを行う者

（イ）主として個人事業主又は資本金の額若しくは出資の総額が 3 億円以下の法人を相手方として貸付けを行う者

4 申請先等

(1) 提出先

事業の実施地域に応じて、下記の所管区域の受付先に提出してください。

所管区域	受付・お問い合わせ先	電話番号
宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村	京都府山城広域振興局 農商工連携・推進課 〒611-0021 宇治市宇治若森7の6	0774-21-3212
亀岡市、南丹市、京丹波町	京都府南丹広域振興局 農商工連携・推進課 〒621-0851 亀岡市荒塚町1丁目4-1	0771-22-0371
福知山市、舞鶴市、綾部市	京都府中丹広域振興局 農商工連携・推進課 〒625-0036 舞鶴市字浜2020	0773-62-2593
宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町	京都府丹後広域振興局 農商工連携・推進課 〒627-8570 京丹後市峰山町丹波855	0772-62-4305
京都市、向日市、長岡京市、大山崎町	京都府農林水産部 経営支援・担い手育成課 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入 藪ノ内町	075-414-4918

※ 郵送等で送付する場合は、必ず事前に連絡を入れてください。

※ 申請期限に必着とします。遅れないよう御準備ください。

(2) 提出書類

P 4の【申請書類】を参照願います。

5 申請から採択までの流れ

(1) 事業内容の聞き取り

- ・ 広域振興局等の職員又は専門家が、電話や訪問により、活動内容や課題などをお聞きすることがあります(訪問の場合は事前に日程を調整します。)

(2) 意見聴取会議の開催（1億円タイプ、2・3億円タイプ及び広域連携タイプ）

- ・ 府外部の有識者等で構成された意見聴取会議を開催し、申請者から事業内容をお聞きします（パワーポイントによる説明を想定しています。）。
・ なお、意見聴取会議の委員には事前に資料を送付し、内容を確認していただきます。

(3) 採択

- ・ 意見聴取会議もしくは専門家の意見を参考にして、府が承認するビジネスプランを決定します。

6 注意事項

(1) 補助金の支払いについて

- ・ 補助金は各年度の予算の範囲内で交付します。そのため、採択された場合であっても、希望された金額のすべてに応じられない場合があります。
- ・ 各年度、事業完了後に事業実績報告を提出していただき、広域振興局等において検査を行います。なお、補助事業として不適切な支出が認められた場合など、検査結果によっては申請された補助金額のすべてに応じられない場合があります。
- ・ 補助金の支払いは、原則として毎年度事業完了後に補助金の額が確定した上で行います。ただし、実施主体は、知事が別に定めるところにより、補助金の概算払請求をすることができます。

(2) 事業の実施について

- ・ 事業実施主体は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従うとともに、補助金を他の用途に使用することはできません。

- 補助金の適正な執行を担保するため、事業の実施に当たっては、3者以上からの見積書の徴収、入札の実施及び契約の締結等の手続きを踏むよう留意願います。事業実施年度末に補助金の執行検査を実施しますが、その際これらの手続きに関する書類を提示していただく必要があります。
- 補助事業の内容の変更や中止等の事情変更が生じたときや、やむを得ず補助事業による取得財産を処分、貸付等したりする場合には、事前に広域振興局等に報告し、指示を受けてください。これらが無断で行った場合には、補助金の返還を求めることがあります。
- 府は、補助事業の適正を期するため、事業遂行状況報告の提出を求めたり、立ち入り検査を実施することがあります。事業完了後も同様の調査を行うことがありますので御協力願います。
- 事業の成果を把握するため、事業完了後5年間は状況報告をお願いします。また事業に係る帳簿や伝票類は必ず10年間保存してください。
- 本事業により整備した施設及び機械等については、次のア又はイに加入するものとし、かつウについて加入を検討することとします。
 - ア 農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済制度
 - イ 民間事業者が提供する保険
 - ウ 収入保険

（3）交付決定の取消しについて

- 広域振興局長等は、実施主体が事業実績報告書を提出するまでに本事業の実施に要する経費のうち、金融機関から実施要領別表2から6で定める額の貸付け又は貸付決定を受けていない場合は、規則第16条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとし、

Ⅲ 関係法令

補助金の交付に関する規則（抄）

（補助金等の交付の申請）

第5条 補助金等の交付の申請（契約の申込みを含む。以下同じ。）をしようとする者は、申請書に補助事業等に関する事業計画書および収支予算書ならびにその他知事の必要とする書類を添え、知事が別に時期を定めたときはその時期までに知事に提出しなければならない。

（補助金等の交付の決定等）

第6条

2 知事は、補助金等の交付の申請があつた場合において、必要があるときは、補助金等の交付の申請にかかる事項につき修正を加え、または交付の条件を附して補助金等の交付の決定をすることがある。

（決定の通知）

第7条 知事は、補助金等の交付または不交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容およびこれに条件を附した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

（申請書等記載事項の変更）

第9条 補助事業者等が第5条の規定により提出した申請書またはその添付書類に記載した事項を変更しようとする場合には、変更の内容および理由を記載した書類を知事に提出してその承認を受けなければならない。

（状況報告）

第11条 補助事業者等は、別に知事の定めるところにより、補助事業等の遂行の状況に関し、知事に報告しなければならない。

（実績報告）

第13条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）その他知事が必要とするときは、別に知事の定めるところにより、補助事業等の成果を記載した実績報告書に収支決算書その他知事の必要とする書類を添えて知事に提出しなければならない。